

**官民共創のイノベーション
規制のサンドボックスとその先**

令和7年4月4日

中原 裕彦

内閣審議官

**前経済産業省 大臣官房審議官
(経済社会政策担当)**

自己紹介等

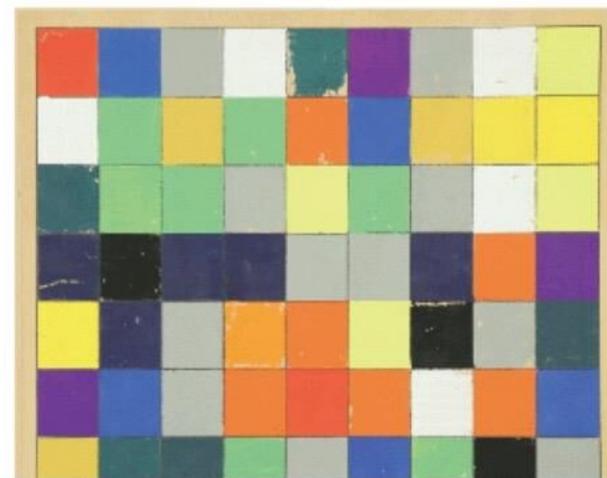
経済産業省（1991年入省）、法務省、大蔵省、内閣官房などで、規制改革実施計画、未来投資戦略などの政府の成長戦略の策定や会社法、産業競争力強化法、不正競争防止法、著作権法などの各種の立法作業に携わる。規制のサンドボックス制度創設を主導。

2020年、世界経済フォーラム（WEF）によるAgile50の「公共部門を変革する最も影響力のある50人」に選出。2023年7月より内閣審議官。

官民共創のイノベーション

規制のサンドボックスの挑戦とその先

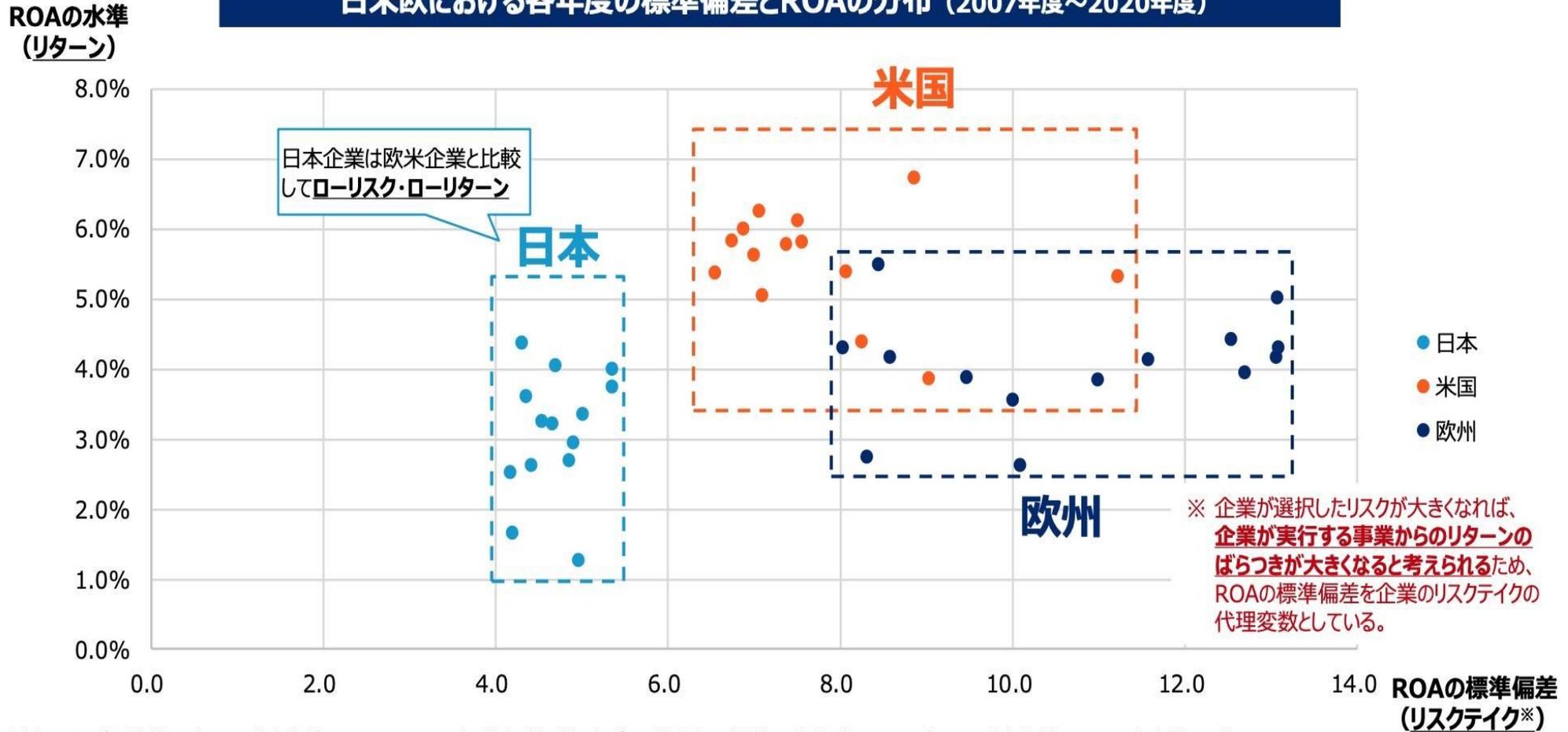
中原裕彦・池田陽子 編著



法律は変えられない。
規制は変えられない。
日本では新しいことはできない。
そう考えている人は
多いのではないだろうか。
しかし
法律は
変えられ
るのだ。
本書には
イノベーションを起こすためのヒント
がたくさん書かれており、
ぜひ手にとっていただきたい。
東京大学大学院工学研究科教授
松尾豊
KKベストブックス 定価 2,420円（10%税込）

日米欧上場企業のリスクテイクの現状

日米欧における各年度の標準偏差とROAの分布 (2007年度~2020年度)



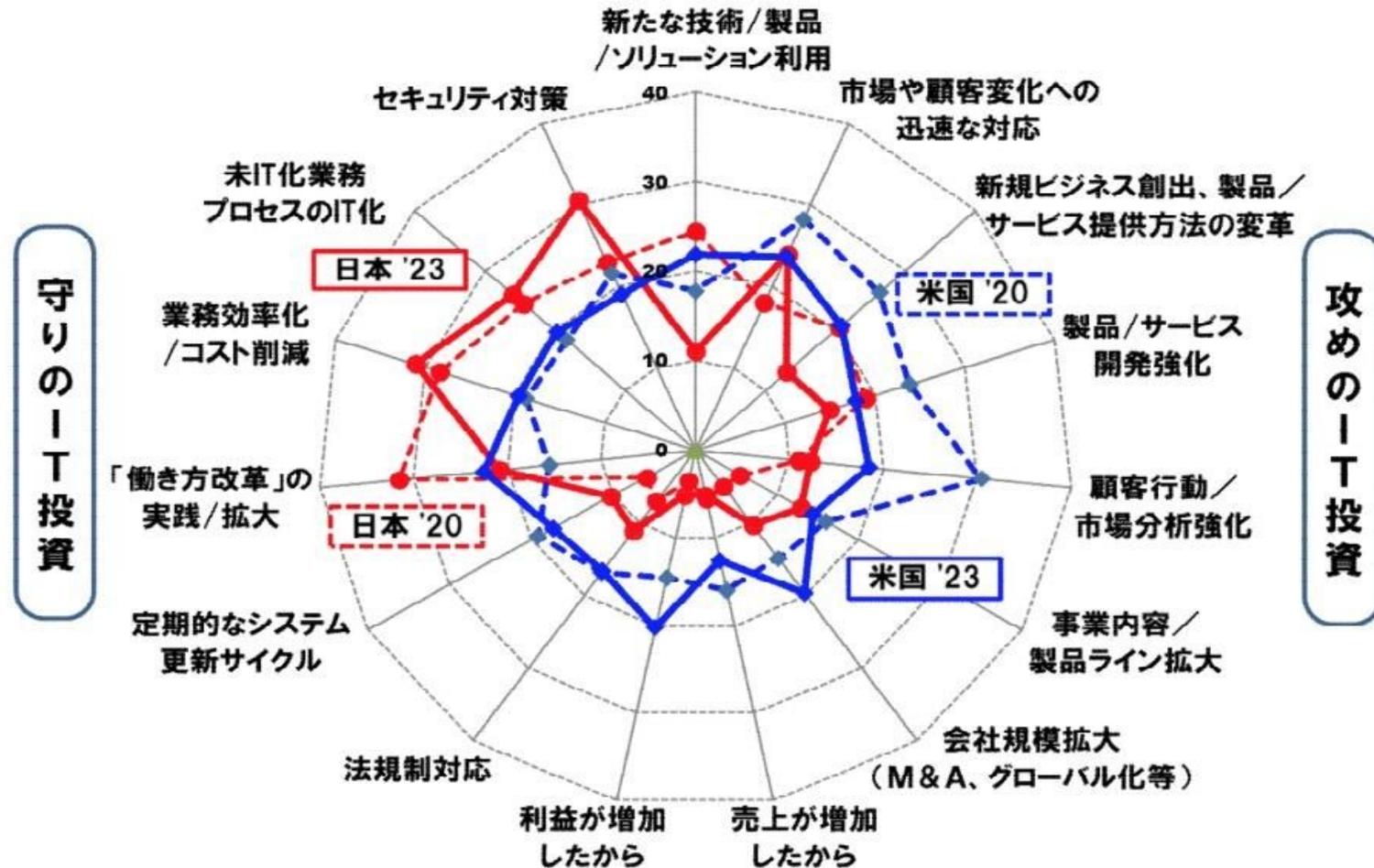
(注) それぞれ横軸：各国の分析対象におけるROAの標準偏差（年度ごとに算出）、縦軸：各年度における各国の分析対象のROA中央値、を指す

- ①日本：TOPIX500（東証1部上場企業時価総額上位500社）
- ②米国：S&P500（米国上場企業の内、全主要業種を代表する500社）
- ③欧州：BE500（欧州企業時価総額上位500社）

(出所) Bloombergを元に経済産業省作成（データは2021年5月24日時点）

IT投資の内容

- 日米企業のIT投資の在り方を比較した場合、日本企業は将来の変化に向けた対応が弱い傾向。



出典(2024年 JEITA / IDC Japan 調査)

© 2024 JEITA / IDC Japan

これまでの

- ✓ 公的セクターと民間セクター
- ✓ 営利と非営利
- ✓ いわゆる縦割りの業界
- ✓ 組織の内と外
- ✓ 生産者と消費者

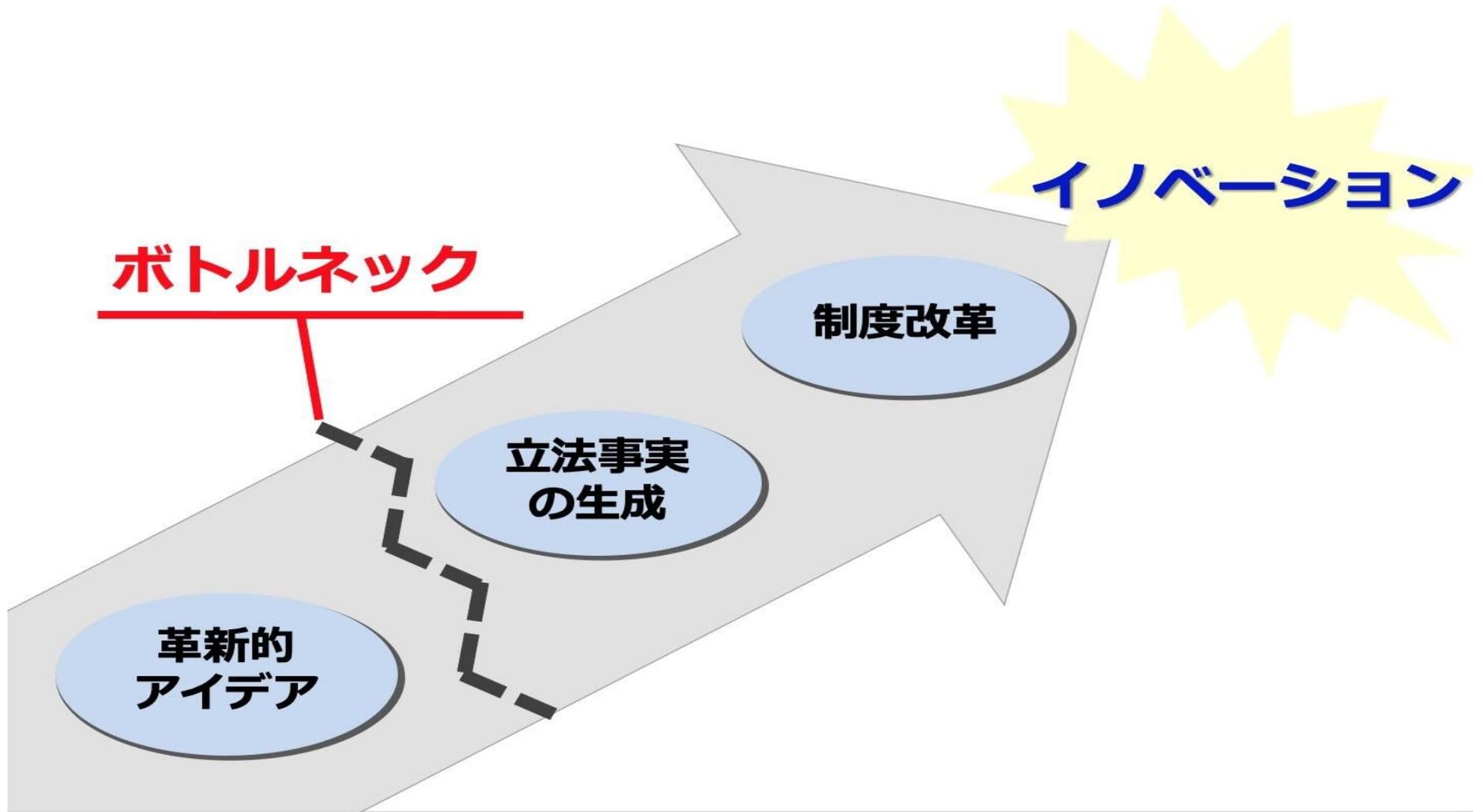


の機能の在り方の見直しではないか。

➡ 新しいビジネス・新しいルール



容易ではない \connecting the dots



社会実装に立ちはだかる 3つのジレンマ

- イノベーションのジレンマ
 - ークレイトンクリステンセン教授、両利きの経営
- 立法事実のジレンマ
 - ー必要性和許容性の立証
- 行政組織のジレンマ
 - ー秩序を維持することが行政組織の究極の目的

行政組織及び立法事実のジレンマ

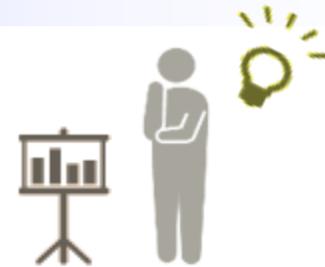
- 現行ルールは、現在の技術水準の下で既存の産業を前提に重厚に整備され、人員もこれに併せて配置される。
- 法律、政令、省令又はガイドラインの何れかで規定すべきかは現在の経済社会構造に沿って定められる。
- ある政策課題に対してどのランクの者が対応するのも同様に定められる。



必要性や許容性をどのように確証していくか

「規制のサンドボックス」とは（産業競争力強化法）

“まずやってみる！”



- ・目指す新事業・新技術と、規制との関係が問題となる場合



- ・期間や参加者を限定し「**実証**」を行う



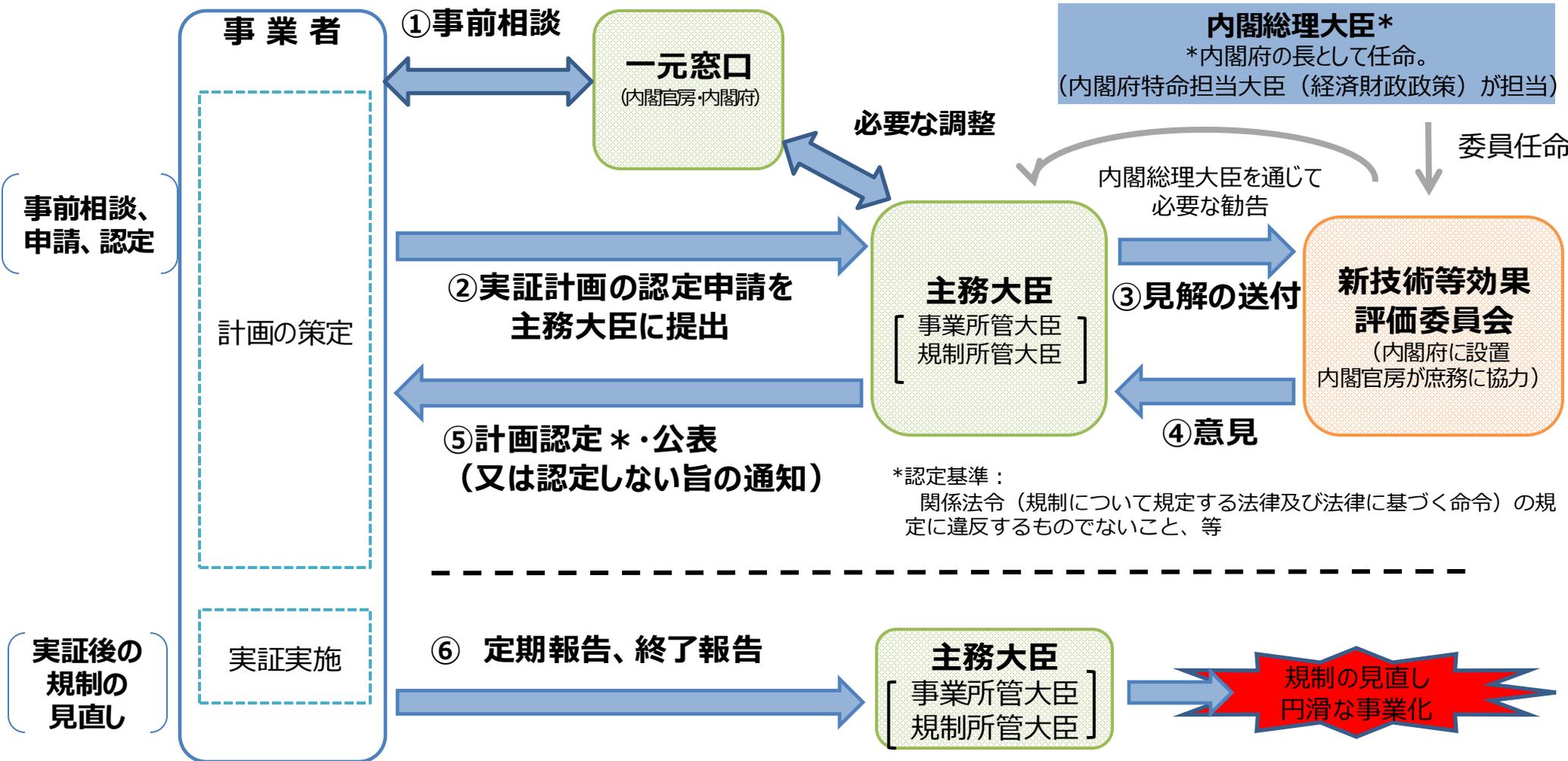
- ・実証で情報を集め、それを基に**規制改革**に繋げる



市場との対話・実証による政策形成

規制のサンドボックス制度の仕組み

基本方針（認定に関する基本的な事項、等）：内閣総理大臣（内閣官房）が案を作成、閣議決定



※新たな規制の特例措置を整備する場合には、計画申請前に主務大臣に対して要望（プロセスは計画認定と同様）。
新事業活動に係る規制の特例措置、計画の認定に関しても、主務大臣が必要と認めるときは、評価委員会の意見を聴くことができる。

規制のサンドボックスの認定実績

Fintech

- ・犯罪収益移転防止法 × データ
- ・Insurtech (P2P保険)
- ・少額短期 (P2P保険)



モビリティ

- ・電動キックボードのシェアリング
- ・ハイブリッドバイク
- ・車内空間のシェアリング
- ・キャンピングカーの相乗り



ブロックチェーン

- ・暗号資産
- ・治験、臨床研究
- ・第三者対抗要件



ヘルスケア

- ・オンライン受診勧奨 × 診断キット
- ・救急医療 × 生体認証
- ・スポーツ × リアルタイム採血検査
- ・医薬品 × 販売機
- ・野菜POPの自主マニュアル
- ・薬局×災害対策医薬品供給車両



AI・IoT・DX

- ・IoT × 家電 (PLC)
- ・DX × 不動産 (IT重説)
- ・DX × 債権譲渡通知
- ・DX × 障害者雇用
- ・DX × 定期建物賃貸借契約
- ・AI × 無人カフェ
- ・DX×ペイロール



環境・リサイクル

- ・IoT × リサイクル
- ・ラベルレス製品×自販機



実証例 1 : 債権譲渡に係るデジタル対抗要件

○産業競争力強化法(抜粋)

(債権譲渡の通知等に関する特例)

第十一条の二 **債権の譲渡**(現に発生していない債権の譲渡を含む。)の通知又は承諾(以下この項において「債権譲渡通知等」という。)が認定新事業活動実施者が**認定新事業活動計画**(次条第一項又は第三項の規定による公示に係るものに限る。)に従って提供する情報システム(次の各号のいずれにも該当するものに限る。)を利用してされたときは、当該債権譲渡通知等は、民法第四百六十七条第二項に規定する**確定日付のある証書による通知又は承諾とみなす**。この場合においては、当該債権譲渡通知等がされた日付をもって確定日付とする。

- 一 **債権譲渡通知等をした者及びこれを受けた者が当該債権譲渡通知等がされた日時及びその内容を容易に確認することができること。**
- 二 **債権譲渡通知等がされた日時及びその内容の記録を保存し、及びその改変を防止するために必要な措置として主務省令で定める措置が講じられていること。**

2~4 (略)

○民法(抜粋)

(債権の譲渡の対抗要件)

第四百六十七条 **債権の譲渡**(現に発生していない債権の譲渡を含む。)は、譲渡人が債務者に通知をし、又は債務者が承諾をしなければ、債務者その他の第三者に対抗することができない。

2 前項の通知又は承諾は、確定日付のある証書によつてしなければ、債務者以外の第三者に対抗することができない。

実証例 2 : 電動キックボードのシェアリング事業

意義

- ✓ 電動キックボードは、現行規制（道路交通法及び道路運送車両法をいう。）上、原動機付自転車と取り扱われているため、免許携帯、ヘルメット着用、車道の通行などが必要。
- ✓ 電動キックボードのシェアリング事業を通じて、新しい手軽な交通手段を提供する。
- ✓ 大学キャンパス内に電動キックボードを設置して実証を実施。
- ✓ 道路交通法が改正され、「特定小型原動機付自転車」として位置付けられる。
- ✓ 本件カテゴリーの中で高齢化社会に対応するシニアカーの開発も進展

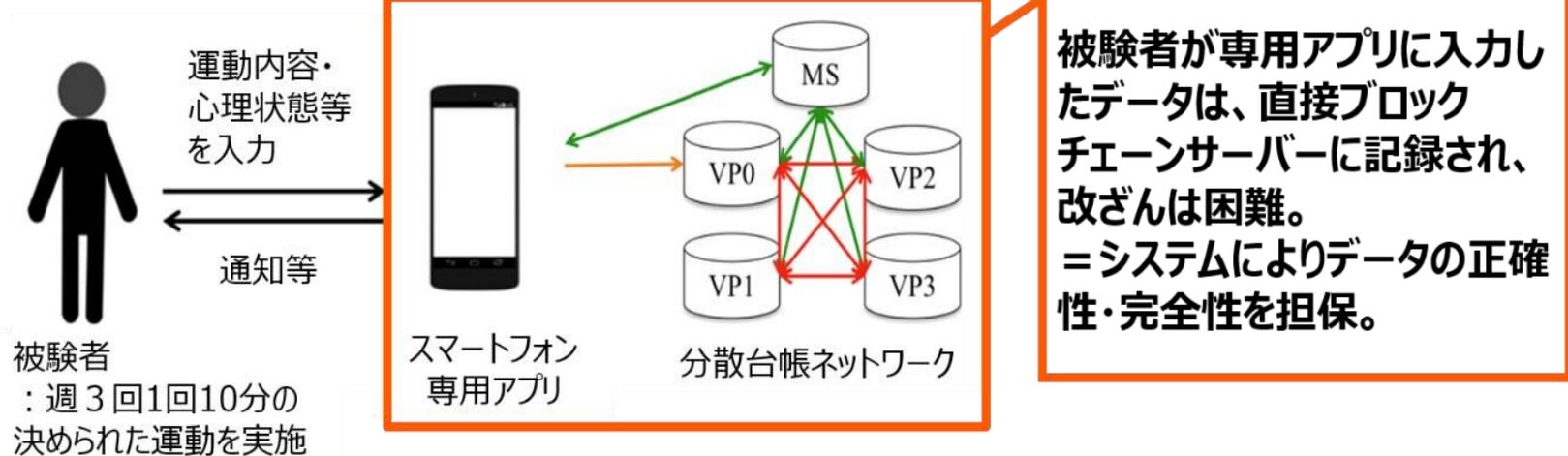


実証例3:ブロックチェーン技術の治験への応用

意義

- ✓ 現在の治験におけるモニタリングは、人力による実査によって行われているところ、これが医薬品の研究開発におけるコスト増大の要因。このままでは、日本の製薬産業は、国際的な研究開発競争に大きく立ち後れる恐れ。
- ✓ データ改ざんが困難であるブロックチェーン技術を活用し、従来の方法よりもセキュリティレベルを向上させ、費用対効果が高く、かつ正確性が担保されたモニタリングを可能とする。
- ✓ GCP省令ガイダンス等が改正され、治験において正式採用が可能になる。

<実証計画スキームイメージ>

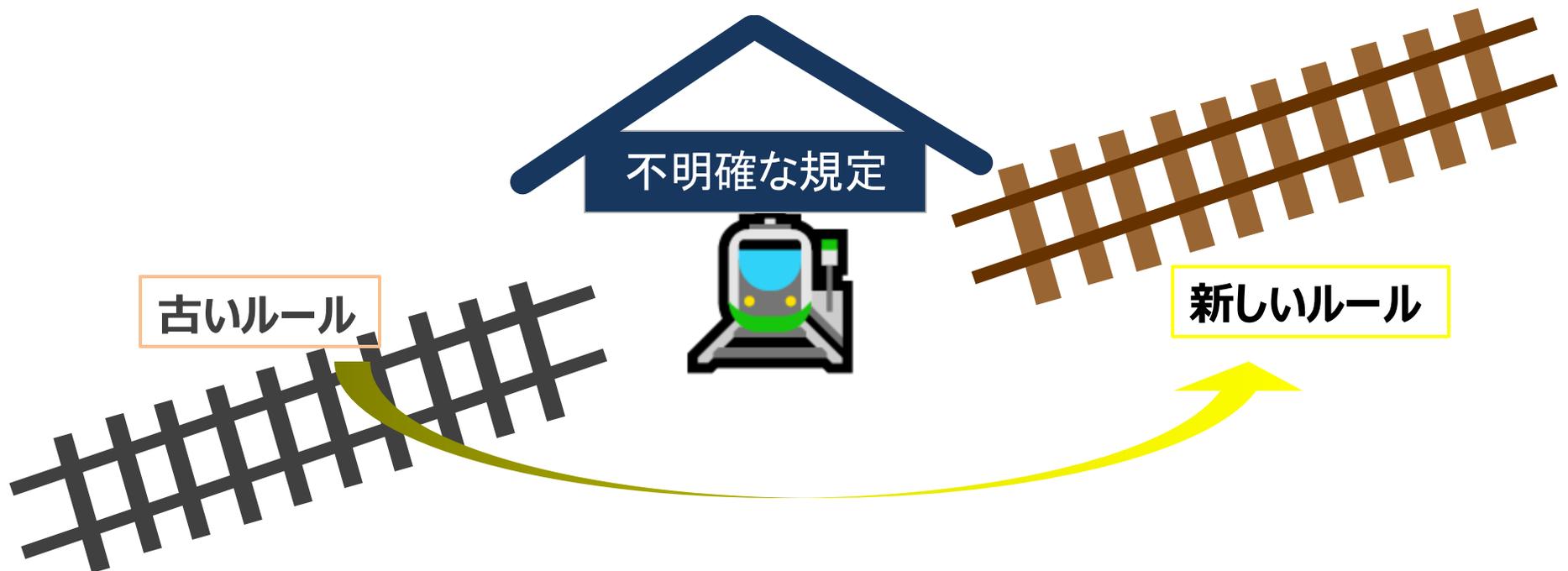


今後の新たなルール形成に向けて

- ✓ **完全に創りこまれた規定が
常に良いルールなのか？**
- ✓ **不明確な規定は
不都合なルールなのか？**

不明確な規定の役割

不明確な規定は、新しいルールに移行するための乗り換え場所を果たすのではないか



従前のルール形成・解釈論

- ✓ 法制度に携わる実務家にとっては、全体の秩序という観点から分析し、予測可能性と秩序を増大させるシステムを構築することがベストプラクティスであったのではないか？



- ✓ 具体的なケースのルールへの適合性を考える際、当該ルールに関する完成した最終的な解釈論を追求し定立してからその当てはめを考えるようビルトインされていないか

ルール形成におけるinertia

- ✓ 演繹的思考法、法的三段論法
- ✓ 既存の規制手法、思考方法の援用
- ✓ 説明のストーリーとしての分かりやすさ
- ✓ 判例・裁判例・前例への配慮
- ✓ 類似した事例との整合性
- ✓ 予測可能性と秩序維持の最大化

新しいルール形成・解釈論

- ✓ 個別具体的な事例やデータの蓄積を踏まえてルールや解釈論が確立されていく
- ✓ リアリティが重要な役割を果たしていく

新しいルール形成・解釈論

- ✓ 個別具体的な事例やデータの蓄積を踏まえてルールや解釈論が確立されていく
- ✓ リアルティが重要な役割を果たしていく

新しいILAgile Governance時代の法システム - 明確性 vs 柔軟性 -

性能規定化と一般条項の役割拡大

- 事前に詳細な技術仕様を定めるのではなく、製品・システム・サービス等が満たすべき「性能要件」を定める方向
- 一般条項の重要性も高まるのではないか

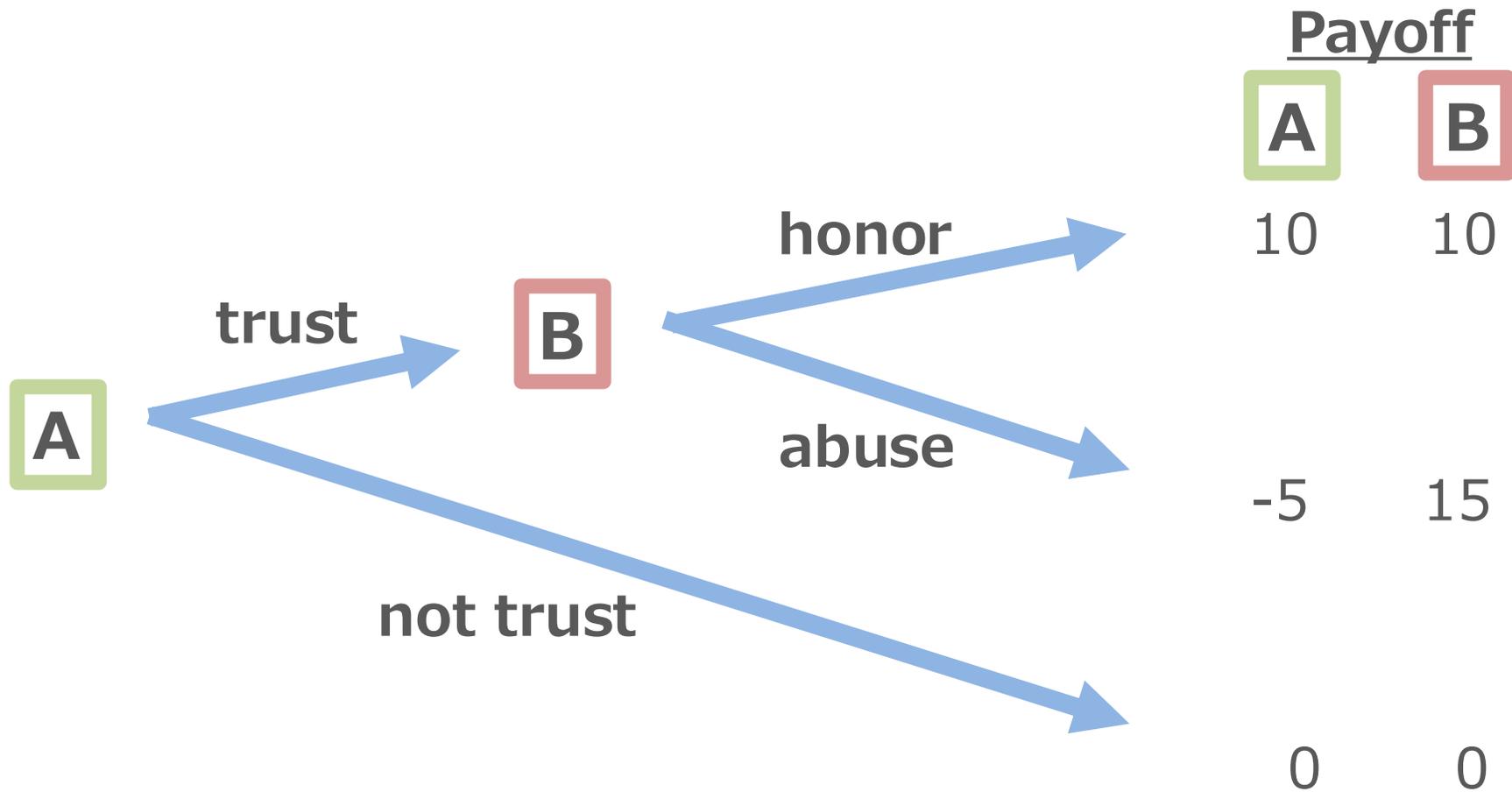
明確性よりも柔軟性へシフトか

- 従来の日本の法体系意識に比べると、曖昧な要素が増える印象
- しかし、性能規定や一般条項を実効的に運用するためには、政省令やガイドライン等との連携、および第三者認証機関の機能強化が不可欠

法制度の本質：動的な均衡

- ハードロー・ソフトローを問わず、制度は参加者間の相互作用から生まれる安定した均衡 (equilibrium)
- 静的なルールの単なる適用ではなく、新たな状況や知見を取り込みつつ、動的的に協調を形成する必要
- つまるところステークホルダーの利益と外部性をコントロールすることに尽きるのではないか

Institution-as-Equilibria



The trust game

競争法への示唆

- ✓ Institutions-as-Equilibriaの観点からは、ハード・ローかソフト・ローか、規制法か競争法かは相対的ではないか
- ✓ 規制は事前的に競争を抑え、競争法が事後的に競争を促進するというよりも、相互に影響を与えながら規制と競争の形が創られていく側面が増すのではないか
- ✓ ある種の既得権益がinertiaを形成することがやはり生じ得るのではないか。安全安心narrativeでやってくるか？
- ✓ 規制のサンドボックス環境は、「一定の取引分野」が動的に観察できる過程となり得るのではないか
- ✓ 競争法の厳正な執行、自由な言論市場、これらを支える規制のサンドボックス環境が不可欠ではないか